

鹿追町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和7年10月23日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 清水 浩徳

鹿 監 号
令和7年10月23日

鹿追町長 喜 井 知 己 様
鹿追町議会議長 上 嶋 和 志 様

鹿追町監査委員 野 村 英 雄
鹿追町監査委員 清 水 浩 徳

令和7年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第14条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

令和 7 年度 定期監査実施結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

備品の管理状況について

(2) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(3) 監査の対象課等

ア 保健福祉課・総務課

①新然別地域集会所（ゲートボール関係）

②北鹿追地域集会所（ゲートボール関係）

③旧瓜幕屋内ゲートボール場

④旧笹川屋内ゲートボール場

⑤幌内会館（ゲートボール関係）

イ 子育て支援課・総務課

①旧通明保育所

②旧上幌内保育所

ウ 社会教育課

①ピュアモルトクラブハウス

(4) 対象年度

令和 7 年度

(5) 監査期間

令和 7 年 9 月 30 日～令和 7 年 10 月 23 日

(6) 監査の目的

地方自治法第 239 条による物品とは、普通地方公共団体の所有する動産で、現金、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの及び地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）をいい、総務省通知により、物品の分類方法、分類の基準及び動産の取り扱いは、地方公共団体において適宜分類して差し支えないとされている。

また、地方財政法第 8 条では、地方公共団体の財産の管理及び運用について、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないと規定している。

これらの法令等に基づき、本町では財務規則第 170 条（物品の分類）で 1 号から 5 号に分類している。このうち第 1 号（備品）では、その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間（通常の状態でおおむね 3 年以上程度）にわたって使用に耐える 3 万円以上の物及びその性質上備品に分類することが適当と思われるものと定めている。

本監査は、上記第 170 条から第 184 条（譲受けを制限しない物品）までの各規定に則り備品管理業務が適正に行われているか、また管理方法に改善すべき点はないかを目的として実施した。

（7）監査の方法及び着眼点

監査は、対象となる部署から備品台帳他関係資料の提出を求め、監査の目的に基づき書類審査及び抽出による実地調査を実施した。監査に当たっては、以下の項目を重点的に確認した。

- ①備品台帳の整理が適正に行われているか。
- ②備品の保管方法、保管場所は適切か。
- ③備品への標識は適切に付されているか、またはその性質、形状等により標識を付することが適さないものについては適切な方法によりこれが表示されているか。
- ④登録漏れはないか。
- ⑤紛失・破損等の処理は適正に行われているか。
- ⑥備品の廃棄及び所管替えに係る手続きは適正か。
- ⑦備品は良好な状態で維持管理されているか。

2 監査の結果及び意見

（1）保健福祉課・総務課（ゲートボール関係）

平成 30 年 3 月、屋内ゲートボール場「交流センターみないる」の供用開始に伴い、各地域に所在した屋内ゲートボール場が供用廃止となった。これにより、当該施設及び備品の所管が保健福祉課から総務課へ移管された。

所管替えの手続きは令和 3 年 3 月、4 月に実施されているが、備品はその後保健福祉課の台帳に記載されたままであり、総務課の台帳には記載されていない状況が認められた。

各地域集会所・会館等のゲートボールスペース及び旧笹川屋内ゲートボール場は物置等として利用されており、旧瓜幕屋内ゲートボール場は民間事業者に貸し出されている。

旧瓜幕屋内ゲートボール場については、ストーブ 2 台について所在が不明になっている事実が確認された。

幌内会館については、ベンチ 4 台のうち 1 台が当初の設置場所から移動され、敷地内の休憩所で使用されていることが確認された。地域住民が使用しているため現状把握が困難であることは理解できるが、紛失の原因とならないよう適切に管理されたい。当該休憩所は長期間使用されておらず老朽化が進んでいるため、危険防止の観点から撤去または立入禁止措置等の対応を検討されたい。また、地域で所有している屋外トイレについても使用されていないことから、今後使用する見込みがない場合は、適切な管理または処分について指導されたい。

その他の備品の現状については、各施設とも町財務規則に則り処理されており、概ね適正であると認められる。

(2) 子育て支援課・総務課

令和 6 年 3 月に上幌内保育所、令和 7 年 3 月に通明保育所が閉所し、当該施設及び備品の所管が子育て支援課から総務課へ移管された。

旧上幌内保育所については、備品の移管及び処分が完了しているが、備品台帳に記載されていないピアノ 1 台が確認された。

旧通明保育所については、備品の処分等が継続中であるが、備品台帳と整合性が取れていないものが散見された。

今後、備品の廃棄及び他部署への所管替え等を行う事が想定されるが、所管替えを実施する際には正確な引継ぎを行い、適正に管理されるよう強く求める。

(3) ピュアモルトクラブハウス

備品の現状については、町財務規則に則り処理されており、概ね適正であると認められる。ただし、ピュアモルトクラブハウスで管理しているとされる備品の一部が他の施設で保管されている状況が確認された。

保管スペースの関係上やむを得ない面があるものと考えられるが、紛失等の発生を防止するため、台帳への保管場所の記載等、管理方法を改善する必要がある。

3 総括

監査の対象とした施設の備品については、全般的には概ね適正に管理されていると認められるが、備品台帳と整合性が取れていないものも確認された。

また、所管替えの際、書類上の手続きは完了しているものの、実質的な引継ぎ

が不十分であることが認められた。今後は、関係部署間において現品及び現地の確認並びに双方立ち合いの上での協議を十分に行う等して、適正な管理を継続する必要がある。

物品（備品）は、地方自治法及び町財務規則において「財産」と位置づけられている。貴重な財産の維持管理については、町財務規則に基づき適正に行うとともに、合理的かつ効率的な運用に留意されたい。